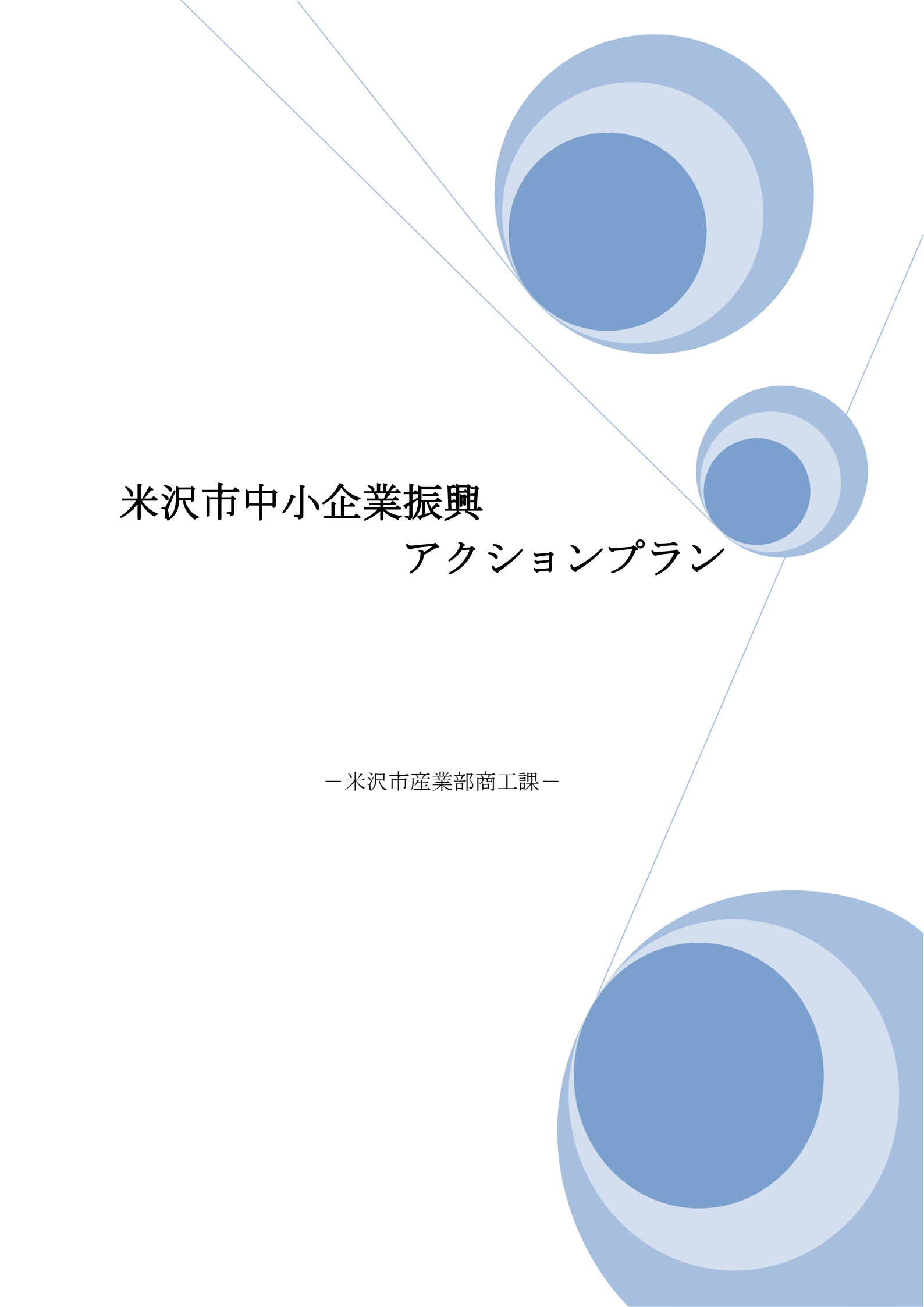


The background features a decorative graphic consisting of three concentric blue circles of varying sizes, each with a darker blue center and a lighter blue outer ring. These circles are connected by thin blue lines that extend towards the corners of the page, creating a sense of movement and design.

米沢市中小企業振興 アクションプラン

－米沢市産業部商工課－

目 次

序章

1 中小企業振興の基本的考え方・・・・・・・・・・	1
（1）中小企業振興条例・・・・・・・・・・	1
（2）本市における中小企業振興の基本的スタンス・・・・・・・・	2
2 アクションプランの位置づけ・・・・・・・・・・	3
（1）策定の背景・・・・・・・・・・	3
（2）計画期間・・・・・・・・・・	3
（3）他計画との関係・・・・・・・・・・	3
アクションプランと中小企業振興条例及び他計画との関係・・・・・・・・	4

第1章 現状分析と課題

1 現状分析・・・・・・・・・・	5
（1）社会環境の変化・・・・・・・・・・	5
（2）企業と人材・・・・・・・・・・	7
（3）IT・デジタル化の進展・・・・・・・・・・	10
2 今後の課題・・・・・・・・・・	13
（1）経営基盤の強化・・・・・・・・・・	13
（2）人材の定着と育成・・・・・・・・・・	13
（3）多様な販路開拓・・・・・・・・・・	14
（4）新分野進出と新事業展開・・・・・・・・・・	14
（5）デジタル化の推進・・・・・・・・・・	14

第2章 中小企業振興の方策

1 アクションプランで目指す本市中小企業の姿・・・・・・・・	15
（1）経営基盤強化による持続可能な成長を目指す中小企業・・・・・・・・	15
（2）人材不足を克服し技術革新に挑戦する中小企業・・・・・・・・	15
（3）多種多様な連携・つながりにより発展する中小企業・・・・・・・・	15
2 施策・・・・・・・・・・	16
（1）施策の方向・・・・・・・・・・	16
（2）主な取組・・・・・・・・・・	16

第3章 アクションプランの推進

1 目標（成果指標）	21
（1）付加価値額	21
（2）創業支援等事業計画に基づく創業者数	21
（3）山形大学の市内企業との共同・受託研究数	21
2 進行管理（PDCA）	21

資料

米沢市中小企業振興条例全文	22
---------------	----

序 章

1 中小企業振興の基本的考え方

(1) 中小企業振興条例

①条例制定の背景

本市は、地域の経済と住民の生活を支える市内企業の多くを中小企業が占めており、本市産業の振興及び地域経済の活性化を図るには、中小企業の企業力向上に加え、行政、市民、教育機関及び金融機関との連携による様々な取組を推進する必要があります。

本市では、全市を挙げて中小企業振興の推進に取り組んでいくため、中小企業振興条例を制定しました。

②条例で目指すこと

同条例では次の3つを基本理念として定め、中小企業の多様で活力ある成長・発展を図るものとします。

- ・ 中小企業者の自主的な企業力向上を助長すること
- ・ 中小企業者の多様で活力ある成長発展を図ること
- ・ 地域内の経済循環を促進すること

これらの基本理念を基に、各種中小企業振興施策を推進していきます。

③各主体の役割

同条例には、主体（米沢市、中小企業者、中小企業団体等及び市民）ごとに中小企業の振興に係る役割を定めています。

【米沢市】

本市は、次の基本方針に基づく中小企業振興施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

- ・ 中小企業者の経営の革新及び創業を促進すること
- ・ 中小企業者の経営基盤を強化すること
- ・ 中小企業者の経済的・社会的環境の変化への適応を円滑にすること
- ・ 経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に配慮し、小規模企業者の事業環境の整備を促進すること

【中小企業者】

中小企業者は、地域経済活動の担い手として、より豊かな地域社会の実現に貢献していきます。

商品や製品の製造・販売・サービスの提供や雇用機会の創出・賑わいの創出等により、地域住民のより豊かな生活に貢献していくことが期待されます。

【中小企業団体等】

中小企業団体は、中小企業者とともに基本理念の実現に貢献していきます。

また、金融機関、教育機関、その他の中小企業に関係のあるものは、中小企業振興施策の推進に協力して取り組み、一体となって中小企業の振興を図っていくことが期待されます。

【市民】

市民は、中小企業者が提供する製品等の消費や利用を推進していきます。

地元中小企業者の商品やサービス、製品を購入し、利用することで地域の経済循環を促し、地元中小企業の成長発展に協力していくことが期待されます。

(2) 本市における中小企業振興の基本的姿勢・立場

①企業に寄り添った施策の推進

中小企業の振興を推進するためには、それぞれの中小企業者が抱える課題や、事業展開の方向性等を十分に理解しなければなりません。

そのためには、中小企業者との対話を重視し、中小企業者の立場に立ち、中小企業者に寄り添った考え方を持つ必要があります。

中小企業振興施策の推進にあたり、日常的に中小企業者への訪問等を行うことで対話の機会を設け、そこで得た知識や感性を本市の中小企業振興に係る各種施策に活かしていきます。

②小規模企業者への配慮

本市の中小企業の多くは、個人または家族経営といった小規模企業者であり、小規模企業者は、資金的にも人材的にも事業規模が小さいことから経営が窮屈になりやすく、また、消費動向の変化や資材価格の高騰などの影響を受けやすいと考えられます。

中小企業振興施策の推進にあたっては、小規模企業者に対し特に配慮した推進を心がけていきます。

* 中小企業者の定義

中小企業振興条例では、中小企業者の定義を中小企業基本法で定める中小企業者としており、次の表にある業種ごとに「資本金額又は出資金額」又は「従業員（常時）の人数」のいずれかに概ね該当するものを中小企業者としています。

業 種	資本金額又は出資金額	従業員（常時）の人数
製造業・建設業・運輸業 ・その他の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

* 小規模企業者の定義

同条例では、小規模企業者の定義を中小企業基本法で定める小規模企業者としており、次の表にある業種ごとに「従業員（常時）の人数」が概ね該当するものを小規模企業者としています。

業 種	従業員（常時）の人数
商業・サービス業	5人以下
商業・サービス業以外の業種	20人以下

2 アクションプランの位置づけ

（１）策定の背景

中小企業振興条例の基本理念や方針、各主体の役割等、その実現には具体的な行動計画が必要不可欠です。

本市が取り組む施策や具体的な行動を定めるアクションプランを策定し、その進行管理を行うことで中小企業の振興を着実に推進していきます。

（２）計画期間

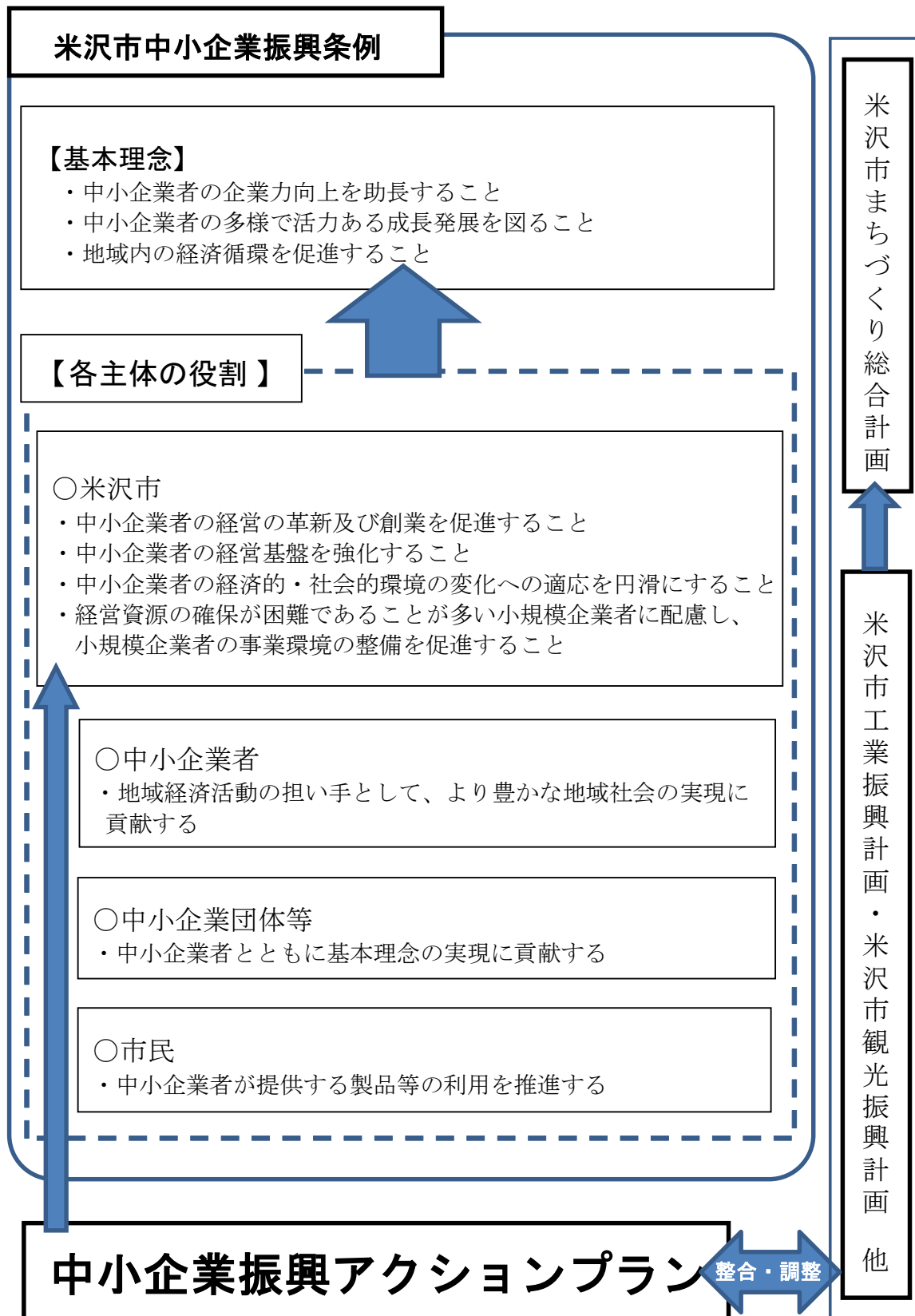
令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

（３）他計画との関係

本市ではまちづくり総合計画を始め、工業振興計画や観光振興計画等の中小企業の振興に関係する部門別計画を定めています。

本アクションプランについては、中小企業の振興に重点を置いたプランであり、他の計画とは理念や目的が異なりますが、相互に関連するものであることから、それぞれの計画と整合を図りながら策定し、推進するものとします。

* アクションプランと中小企業振興条例及び他計画との関係



第1章 現状分析と課題

1 現状分析

(1) 社会環境の変化

①新型コロナウイルス感染症による影響

令和元年末に初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症により、全世界が感染症によるパンデミックの危機に晒され、世界の主要都市でのロックダウンや入国制限、オリンピックの延期等、人類が過去に経験したことのない事態に陥りました。

発生から3年が経過し、現在ようやく収束の動きを見せておりますが、この間世界規模での様々な制約・制限を受けたことで経済活動が停滞し、民間企業、特に中小・小規模企業においては、倒産・解雇・雇止め等の動きが相次ぎました。

また、都市間の移動制限により会議、商談、展示会がオンラインで行われる等、社会様式の変化による影響は非常に大きく、今後もデジタル化の進行は加速するものと考えられます。

このような感染症については、今後もどのようなタイミングで発生し終息するか予測が困難であることから、事業継続に向けて日常的な準備が重要になります。

②SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取組み

近年、世界各国で、グローバルな社会・環境課題の解決により持続可能な開発を目指すSDGs達成に向けた取組が進められております。

本市においても、持続可能な未来を実現するために令和2年10月にゼロカーボンシティを宣言し、令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指していくこととしました。

また、令和3年度には、本市がSDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の3つの側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高いものと評価され「SDGs未来都市」に選定されました。

SDGsの17の目標の中には、産業と技術革新の基盤を作ることが明記されているだけでなく、その他の項目についてもグローバル・パートナーシップの下での連帯が求められており、地域産業全体への影響は非常に大きいものと考えられます。

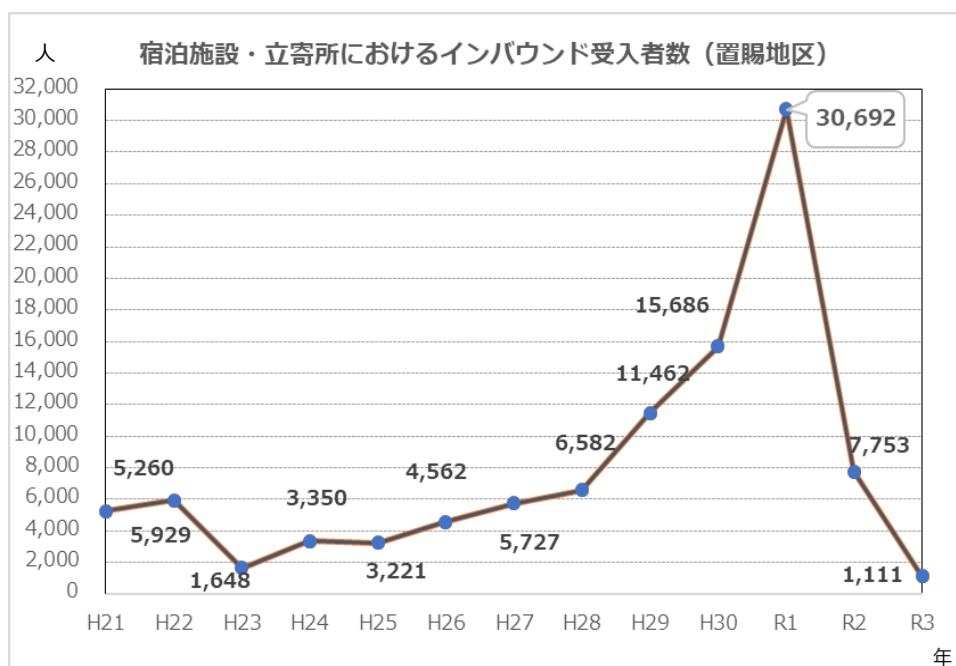
今後、市内中小企業においても、SDGs達成に向けて意識を高めていくことが重要です。

③外国人観光客（インバウンド）の増減

置賜地域における令和元年の宿泊施設・立寄所におけるインバウンド受入者数は 30,692 人で過去最高を記録しましたが、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年には7,753人、令和3年には1,111人と大幅な減少となりました。

これは、平成22年から、東日本大震災の影響を受けた平成23年にかけての減少数を大幅に上回るものです。

しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症の収束に伴いインバウンド数は増加に転じることが予測されるため、先を見据えた需要の取込を図るための対策がより一層重要になるものと考えられます。



出典：「外国人旅行者県内受入実績調査結果」（山形県観光文化スポーツ部イン・アウトバウンド推進課）
を加工して作成

④高速交通網整備によるヒト・モノの流れの変化

東北中央自動車道（福島大笹生IC～米沢北IC間）の開通を始めとした交通網の整備により、本市への移動時間の短縮と輸送上の安全性の向上が図られました。加えて、山形新幹線の米沢－東京間の時間が最短で2時間をきるまでに短縮されたことで物流や観光客等の流れが促進され、本市から首都圏や国内主要都市へのアクセスが格段に向上しました。

また、平成30年4月には、ゲートウェイ型の道の駅として「道の駅米沢」がオープンしましたが、連日多くの観光客や事業者利用されているだけでなく、市内への誘客窓口としての機能も果たしています。

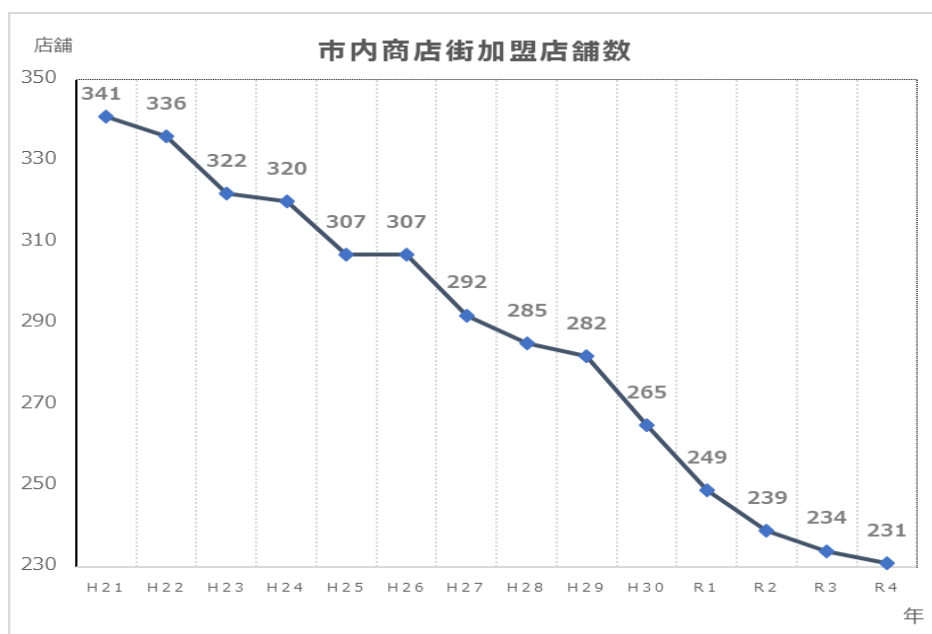
物流や観光客の流れが促進されることで、市内における企業の事業活動の活性化が期待される一方で、市外への人材及び消費活動の流出や競合先の増加なども懸念されます。

⑤事業所数の減少による商店街機能の低下

旧来の商店街は、交通が不便であった時代に近隣住民の買い物場所として発展していた区域であり、さまざまな商店が集積することでその価値が高められていたと考えられます。

しかしながら、モータリゼーションの進展に伴い、市内個人商店の減少と郊外型店舗の増加が進み、平成 21 年 6 月に 341 店舗あった商店街（会）加盟商店数は 300 店舗を割り込み、令和 4 年 5 月には 231 店舗まで減少しています。

商店街の区域内でも、空地や空き店舗又は駐車場等の他用途への転用が見られ、一定の区域内でさまざまな買い物ができていた商店街の機能が著しく低下し、集客力が無くなっています。



出典：米沢市商工観光のあらまし

（２）企業と人材

①少子高齢化による人口減少

国内の人口は、平成 18 年をピークに減少が続いており、本市の人口も平成 7 年の国勢調査では 95,592 人でしたが、令和 2 年には 81,252 人と約 15% 減少しています。

また、人口構造も大きく変化しており、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の割合）は、平成 7 年の約 18.6%から、令和 2 年は約 31.1%と約 12.5 ポイント上昇している一方、生産年齢人口（15 歳から 64 歳までの人口）は平成 7 年の 62,468 人から、令和 2 年は 46,225 人と約 26%も減少しており、年少人口（0 歳から 14 歳までの人口）についても、平成 7 年の 15,390 人から、令和 2 年は 8,881 人と約 42%も減少しています。

さらに、合計特殊出生率を見ますと、平成 7 年では 1.61 人でしたが、令

和2年には1.27人と0.34ポイント低下しています。

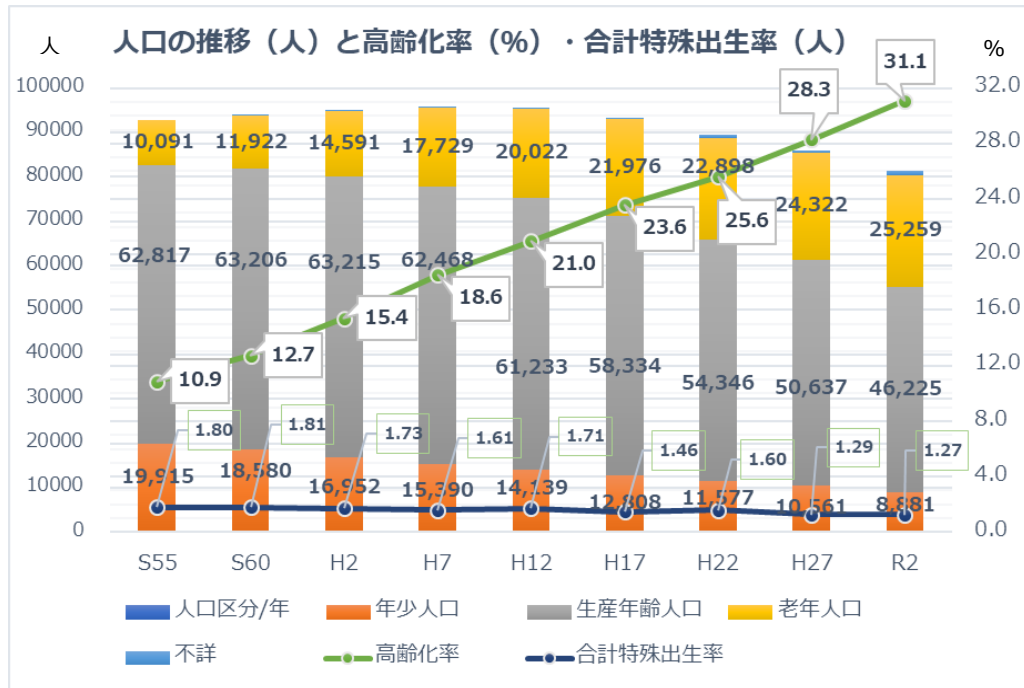
これらのことから、人口減少に少子高齢化が伴っており、企業を支える労働力が減少し、これからも減少し続けることが分かります。

全国的に国民の平均寿命が年々長くなっており、令和5年には団塊の世代（昭和22年から24年生まれ）のおよそ7割が後期高齢者になるなど、高齢者人口が急増しています。

本市においても、令和2年時点において65歳以上の人口は25,259人となり、本市全人口81,252人の3割を超えています。

様々な業種において、新卒、中途採用を問わず、社員募集をしても売り手市場で人が集まらない等の声が多く聞かれ、少子高齢化による労働人口の減少が、中小企業の雇用に悪影響を与えていることが伺えます。

また、少子化による若者減少に加え、核家族化の進行に伴う高齢者世帯の増加が顕著であることから、今後は生活するうえでの安全確保や移動支援、医療や介護など福祉分野のニーズが増加していくと考えられます。



出典：「国勢調査結果」（総務省）、「少子化・次世代育成支援対策関係データ集」（令和4年3月山形県しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課）の公表データを加工して作成

②大企業志向と早期離職による若年層の流出

全国的な人口動態から、若年層の市外流出の主な要因として、若者の東京等の大都市志向による流出が考えられています。本市における18歳から27歳までの転入・転出者数を比較してみますと、平成7年度には転入者1,910人に対し、転出者1,211人と転入超過の状況でしたが、平成22年度には転入者852人に対し、転出者数が899人と転出超過に転じています。

本市においても、全国的な傾向と同様に、進学や就職を機に大都市へ人口が流出しているものと考えられます。

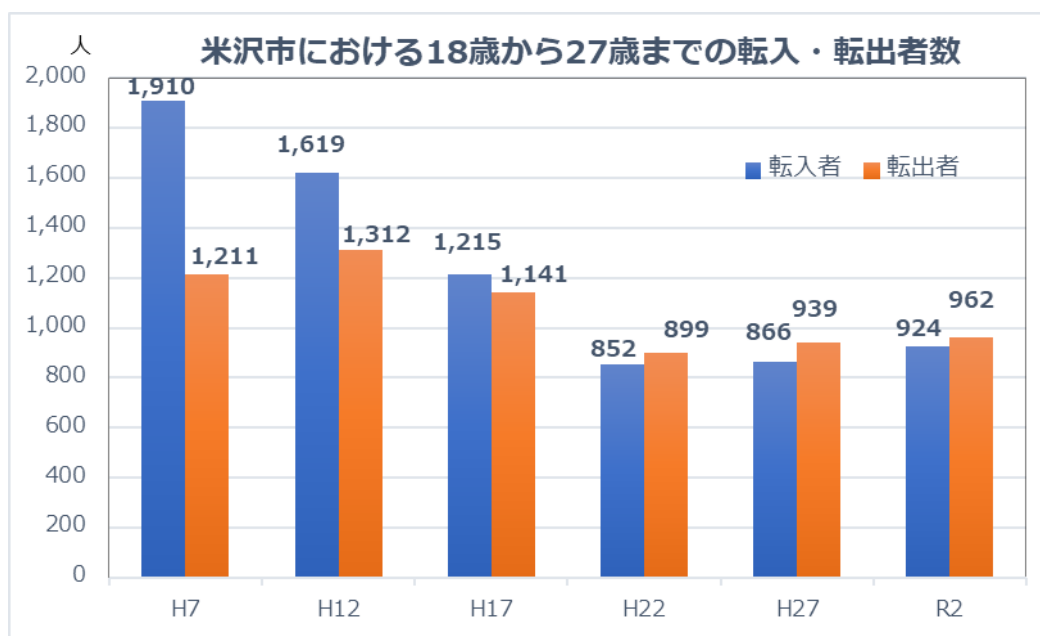
株式会社リクルートのリクルートワークス研究所の第 39 回ワークス大卒求人倍率調査（2023 年卒）によりますと、「従業員 300 人未満企業」の求人数 38.3 万人に対し、民間企業就職希望者数は 7.2 万人で求人倍率は 5.31 倍、「従業員数 300～999 人未満企業」の求人総数 13.9 万人に対し、民間企業就職希望者数は 12.4 万人で求人倍率は 1.12 倍、「従業員数 1000～4999 人未満企業」の求人総数 13.7 万人に対し、民間企業就職希望者数は 12.3 万人で求人倍率は 1.11 倍、「従業員数 5000 人以上企業」の求人総数 4.8 万人に対し、民間企業就職希望者数は 12.9 万人で求人倍率は 0.37 倍という結果となり、全国的に見ても新規学卒予定者の大企業志向が鮮明となっております。

市内中小企業からは、若者はネームバリューで就職先を選ぶ傾向にあり、求人を出しても応募がない、求める能力や技能を持つ人材が集まらない等の声が聞かれ、労働者の確保が難しい状況にある事が伺えます。

一方で、全国的に新卒採用者においては、卒業後 3 年以内に離職する者が多く、厚生労働省職業安定局集計によると、平成 31 年の高校卒業生の 35.9%、大学卒業生の 31.5%が離職しており、離職率は規模が小さい事業所ほど高い傾向にあります。

市内中小企業においても、若手従業員の早期離職が課題となっており、社員の処遇改善により若い社員が辞めない職場づくりや、新規採用者のフォローアップ体制等が必要との声が聞かれ、就労定着に向けた取組を推進する必要があります。

早期離職の要因として、仕事に対するイメージと実際の業務内容が異なる、職場環境に馴染めないこと等が考えられており、ミスマッチを防止するための取組が求められます。



資料：米沢市市民課

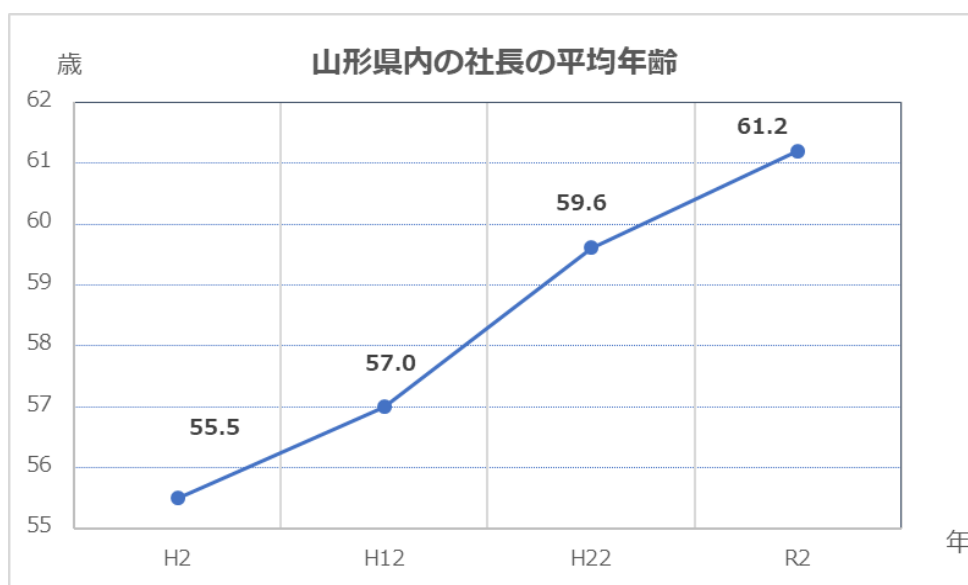
③後継者不足による事業者の高齢化

少子高齢化に伴う人口減少、若者の大都市・大企業志向や早期離職等により、後継者の育成も困難になっています。

自らの苦労や事業継続の難しさや、自分の身内にはより安定した企業に勤めてほしいとの思いから、子や親族への事業継承に消極的になっている事業者も見受けられます。

市内の中小企業者からは、事業を続けたいが後継者がいない、後継者がいないことから廃業せざるを得ない、取引先が後継者不足で廃業したとの声があります。

また、株式会社帝国データバンクの全国社長分析結果によりますと、山形県内企業の平均年齢は、平成2年から令和2年の30年間で5.7ポイント上昇しており、事業継承の難しさから、事業者自身の高齢化が進んでいると考えられます。



出典：「全国社長分析結果」（株式会社帝国データバンク）を加工して作成

（３）ＩＴ・デジタル化の進展

①情報通信機器の動向とワークスタイル

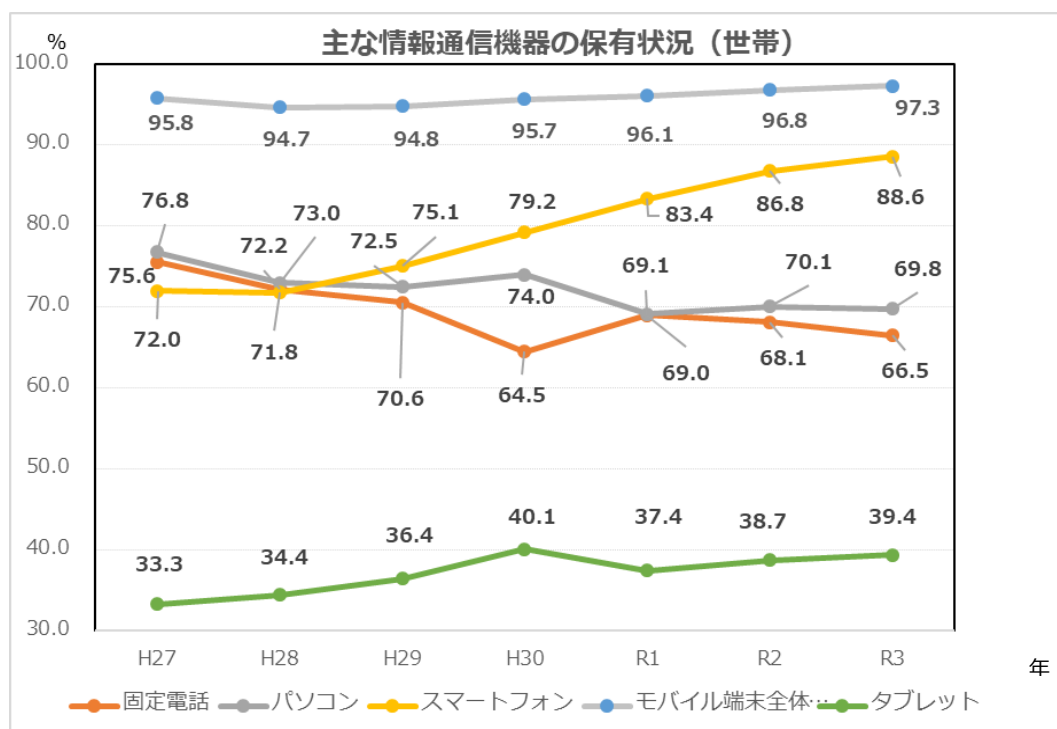
令和3年度通信利用動向調査によると、国内でスマートフォンを保有している割合は88.6%と堅調に伸びており、パソコンの保有率69.8%、固定電話世帯の保有率66.5%の割合を上回っています。さらに、タブレットの普及率は39.4%に上昇し、携帯できるモバイル端末の普及率が高まりを見せることで、誰もがどこでも世界に様々な情報を発信し、情報を得ることができるようになっています。

また、個人のインターネット利用機器として、20～49歳の各年齢階層ではスマートフォンを約9割が所持しており、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用する割合は78.7%に達しています。

企業においても自らの商品やサービスを世界に発信できるとともに、顧客が商品やサービスの情報発信源にもなり得ます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によりテレワークを導入する企業が増加したことから、働く場所や機器を選ばない簡便さや資産・保守体制のアウトソーシング化を追求する傾向も強まり、クラウドコンピューティングサービスの導入も促進されました。

中小企業者にとっても、モバイル端末の普及による利便性と情報拡散機能を見据えた販売戦略をはじめ、効率的・効果的な働き方を追求していくことで、事業活動を拡大できる可能性があると考えられます。



出典：「令和3年通信利用動向調査」（総務省）を加工して作成

②インターネット市場の拡大

我が国において、インターネットを利用した市場はその利便性から急速に拡大しています。総務省令和3年通信利用動向調査によりますと、インターネットを利用したことがある人の割合は82.9%ですが、今後もインターネット人口の普及率は引き続き高い水準で推移するものと考えられます。

経済産業省令和3年度電子商取引に関する市場調査によりますと、日本国内の消費者向け電子商取引の市場規模が、20兆6,950億円と平成25年の11兆1,660億円と比較して約85.3%増加していることが分かります。

令和3年の電子商取引の市場規模の内訳として、物販系が13兆2,333億円、サービス系が4兆6,424億円、デジタル系が2兆7,661億円ですが、令和2年に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う巣ごもり需要の影響で、物販系分野の市場が大幅に拡大し、令和3年も鈍化しつつも増加する結果となっております。

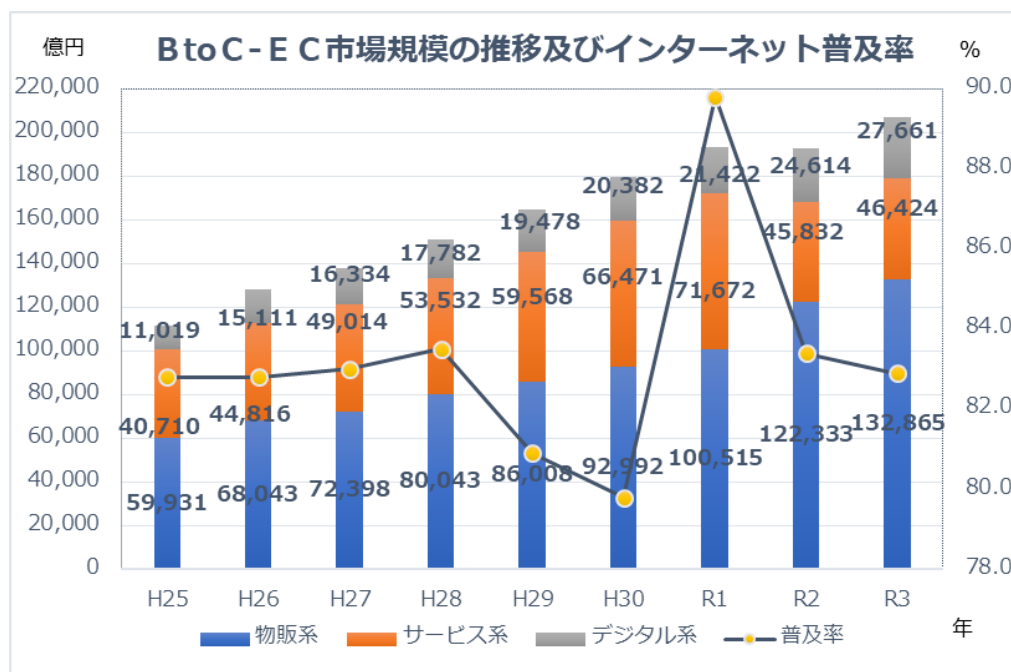
インターネットの普及により、ネット販売市場が急速に拡大し、消費者の買物動向が大きく変化しています。

手続きの簡便さと短時間で世界と繋がる事ができる利便性から、個人消費者の買物や投資動向がインターネットを介したものと移行しており、中小企業においても、インターネットを利用した通信販売による販路の開拓やクラウドファンディングによる事業資金の調達など、その拡大する市場を利用した経営戦略により急速に成長できる可能性があると考えられます。

このことから、ネット販売の普及に伴い地域の店舗型小売店が苦戦している状況にもあります。

また、使用しない衣類や雑貨等を、インターネットを介し他者に売却するリユース市場も拡大しており、市内小売業者と競合している状況にあります。

株式会社リフォーム産業新聞社が発行しているリサイクル通信「リユース市場データブック 2021」によりますと、国内の消費財における販売額を示したリユース市場規模は平成 21 年の 1 兆 1,274 億円から順調に増加し、令和 2 年には 2 兆 4,169 億円となり、今後も市場規模が増加していくことが予測されており、令和 7 年には 3 兆 5,000 億円に達すると見込まれております。



出典：「電子商取引に関する市場調査結果」（経済産業省）・「通信利用動向調査結果」（総務省）を加工して作成

③DX（デジタルトランスフォーメーション）

世界的な情報通信技術等の進展により、5G、IoT、AI、ロボット等の技術革新が進み、生活や経済等の様々な場面において活用されています。

これまでパソコンやスマートフォン、タブレットなどの端末に繋いできたインターネットをそれ以外の様々な機器等に繋ぎ、様々な情報を管理すると共に遠隔操作などにより利便性を向上させる、いわゆる「モノのインターネット（Internet of Things）」を国が政策として普及を促進しています。

A I、I o T、ビッグデータなどのデジタル技術を用いることで、社会や組織・ビジネスの仕組みそのものを変革し、新たなサービス等の事業展開や製品・商品の製造工程の自動化・効率化を可能にするD X（デジタルトランスフォーメーション）の推進が企業に求められています。

本市の企業におけるD X（デジタルトランスフォーメーション）化の進捗については、業種や事業規模により様々であります。今後は、中小企業者においても、製造工程の効率化及び情報技術の活用は必要不可欠になると予想され、この流れは産業構造全体に影響を及ぼすものと考えられます。

2 今後の課題

前項の現状分析から集約整理される、本市の中小企業者の基本的課題は次のとおりです。

（１）経営基盤の強化

企業が長期的に健全に継続した活動を行っていくためには、経済・社会情勢の変化に対応し、柔軟な経営と的確に市場の需要を捉えた事業展開をしていくことが必要になります。

コロナ・ショックやロシアによるウクライナ侵攻等に見られる、グローバルに社会構造そのものを大きく変化・変質させる事象が、今後も発生することは十分に考えられます。

地域の中小企業者が、国際情勢の変化や地政学的リスクに向き合い、厳しい経営環境のなかで事業展開を図るためには、企業が財務及び設備の充実を図る等より安定した経営基盤の確立が必要になります。

（２）人材定着と育成

少子高齢化を伴う人口減少や若者の市外流出により、市内企業の多くは慢性的な人材不足に陥っています。長期的に安定した経営を行うには、必要な人材を市内外から確保するとともに、その人材の早期離職を防止し、定着させる取組が必要です。

また、人材の確保・定着に課題があることに起因して、企業に必要な技術や知識を持つ人材が不足しています。

企業は新たに人材を確保するだけでなく、企業活動を維持・発展させるために、従業員の知識や技術向上を図りながら、社会潮流の変化に適応した多様なワークスタイルを提供することで、少ない人材で事業を継続していくことが必要になります。

（３）多様な販路開拓の促進

全国的に、モータリゼーションの進展により郊外型店舗が増加傾向にあり、

従来の個人商店の減少と地域の商店街機能の低下が顕著に見られます。

また、コロナ禍においては、モバイル端末機器を活用したインターネット販売が増加しておりますが、今後は、国内でのインバウンド（外国人観光客）の増加及び高齢化による顧客ニーズの変化の影響を受けることが予測されます。

本市の中小企業者においても、社会・経済情勢、消費者の趣向等市場環境の変化を考慮し、販路を柔軟に変化させ対応していく必要があります。

大手企業の販売戦略の変化や、高速交通網の整備などに伴うモノやヒトの流れの変化にも対応し、新規顧客や企業等のニーズを模索することで、自社の販路拡大及び新規販路開拓につなげることが重要です。

（４）新分野進出と新事業展開

低価格競争やインターネット市場の拡大により、他社との競合が激化している一方で、製品や商品に魅力があれば急速に売り上げを伸ばし、事業を拡大できる可能性があることから、消費者や取引先が選好する製品や商品を開発する等、企業の独自性を活かし他社との差別化を進めることが必要です。

企業は従来の事業を踏襲するだけでなく、社会の動きに合わせて変化する必要があります、長期的・継続的に発展していくために、新たに拡大している市場にチャレンジし、ビジネスチャンスを掴んでいくことが必要になります。

また、企業数が減少している状況においては、多様化する消費者ニーズに応えるため、既存企業の振興とともに新事業者による創業も重要になります。

多様な創業の促進により、企業を増やすとともに多くの消費者を市内に取り込み、交流人口を増やすことで既存商店等での消費促進と創業者と既存企業との取引による相互発展が可能となります。

（５）ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進

人口減少が深刻さを増すなかにおいて、企業が限られた人材で付加価値を生み出していくためには、デジタル技術の活用は不可欠になります。

ＤＸとは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用することで顧客や社会のニーズをもとに製品・サービス・ビジネスモデルを変革するとともに、業務や組織・プロセス・企業文化も変革し、競争上の優位性を確保することであり、その推進を図ることが非常に重要になります。

現在、コロナ禍を機に、世界規模でデジタル化が加速している状況にありますが、国内では、特に中小企業者においてＤＸの意義・必要性についてはある程度認識しているものの、システム等の導入、運用コストの問題に加え、対応できるデジタル人材の不足等の影響により、取組が遅れている状況にあります。

第2章 中小企業振興の方策

1 アクションプランで目指す本市中小企業の姿

(1) 経営基盤強化により持続可能な成長を目指す中小企業

中小企業者が、今後も継続し持続的な成長及び発展を目指すためには、新技術開発や新分野進出等の先進的な取組が重要ですが、持続可能な開発目標であるSDGs達成に向けた取組の推進により、これまでの経済活動の前提であった商習慣、事業機会及び企業行動等の変化も考慮しながら、長期的に経済性・社会性・環境性のバランスやニーズを重視していくことも必要になります。

中小企業者がSDGsを活用し、自社で保有する既存の経営資源やビジネスモデルを磨き上げ、発展した形で次世代につないでいくために、企業の経営基盤の強化が必要不可欠であると考えられます。

それぞれが強い経営基盤を確立し、成長し続けることができる中小企業の振興を目指します。

(2) 人材不足を克服し技術革新に挑戦する中小企業

現在、市内の中小企業者は業種に関わらず、思うような人材採用ができずにより、慢性的な人手不足に悩んでいます。

今後ますます少子高齢化が進み、生産年齢人口の割合が減少する中において、他地域との差別化を図り本市の特色を生かした産業振興を促進する必要があります。

中小企業者が、自社の技術や魅力等の積極的な発信により、人材定着・育成に努めるとともに、DX等の活用による技術革新により省人化を含む事業体の最適・効率化にも取り組み、技術や知識の継承の促進と事業・サービスの高付加価値化につなげることで、中小企業の振興を目指します。

(3) 多種多様な連携・つながりにより発展する中小企業

本市には、山形大学工学部・米沢栄養大学をはじめとする学術研究機関や、銀行・信用金庫等の金融機関、県や市等の行政、商工会議所や企業により組織された協議会等、様々な産業支援団体があります。

中小企業者にとって、顧客や取引先事業所等の企業間同士のつながりに加え、これらの市内団体や地域外の関係機関等を含めて協力連携体制を構築することにより、自社における新技術開発、新たな雇用の確保、新規販路開拓及び新事業・新分野参入等の促進が期待されます。

中小企業者が技術、人材、製品・サービス等において産学官金の様々な連携を促進させていくことで、中小企業の振興を目指します。

2 施策

(1) 施策の方向

アクションプランで目指す本市中小企業のあるべき姿の実現に向けて、次の3つの方向を定め、施策を実施していきます。

- ①経営基盤強化による持続可能な企業体質への転換
- ②産業人材確保と技術革新による商品・サービスの高付加価値化
- ③産学官金連携及び新分野・新市場への参入促進

(2) 主な取組み

これら3つの施策の方向に基づき、次の5つの観点から取組を実施します。

経営力強化



①経営基盤強化への取組支援

生産管理及び人材管理のシステム化、事業経営や人材活用に係るマネジメント能力の向上に取り組む中小企業者を支援し、生産性の向上と従業員等の資質と活力の向上を図ります。

【主な事業】

- ・米沢商工会議所事業費補助
- ・中小企業経営基盤強化サポート事業
- ・米沢市商工業振興資金融資制度

②融資制度や保証料の補給による資金調達の負担軽減

低金利融資制度や山形県信用保証協会保証料の一部を負担することで、中小企業者の資金調達の負担を軽減し、設備投資の促進等による生産性の向上を図ります。

【主な事業】

- ・米沢市商工業振興資金融資制度 ※再掲
- ・山形県信用保証協会保証料補給

③各種展示会の開催・出展への支援

中小企業者による自社製品・商品の首都圏等展示会への出展や自主開催を支援し、販路拡大を促進することで、新たな取引先の獲得につなげ、安定した売り上げの確保を目指します。

【主な事業】

- ・商工業地域活性化支援事業（販路拡大支援）

- ・米沢ものづくり振興事業（販路開拓支援／国内展示会出展）
- ・織物振興対策事業（共同展示会開催・出典）

④SDGsを意識した企業経営の促進

中小企業者が「SDGs経営」を採り入れることで、ビジネスチャンスや資金調達手段の拡大など企業価値や競争力の向上を図り、持続可能な企業体質への転換を目指します。

【主な事業】

- ・米沢ものづくり振興事業（産業人材育成セミナー開催）
- ・県、本市政策企画課との連携によるSDGs関連セミナーの周知

人材定着・育成



①地域の産業と企業を知る機会づくり

市内で学ぶ学生やその保護者に対し、本市の産業や中小企業の魅力を知る機会をつくることで就職促進を図ります。

【主な事業】

- ・米沢市人材確保・定着促進事業（市内高校生・短大生・大学生及びその保護者を対象とした市内企業体験、見学イベントの実施）

②首都圏の若者と地域企業をつなぐ機会づくり

本市からの転出者を含む、首都圏の若者の本市へのUIJターンを促進するため、首都圏の学生等をターゲットにした情報発信やイベントを展開し、中小企業者とのマッチングを図ることで人材の確保を促進します。

【主な事業】

- ・米沢市人材確保・定着促進事業（UIJターン求職者を対象とした地元回帰イベントへの参画）

③地域産業を担う若者のネットワーク構築の機会づくり

市内中小企業に勤務する若手従業員同士が、相談や情報交換を行うことができる機会を創出することにより、企業の垣根を越えて互いに支え合い、研鑽するネットワークづくりを推進し、若者の定着を促進します。

【主な事業】

- ・米沢市人材確保・定着促進事業（セミナー参加者による地域同期の形成促進）

④働きやすい職場環境づくりの啓発

市内中小企業の労働環境を改善し、従業員の確保・定着を促進するため、

労働基本法の遵守やワーク・ライフ・バランスの推進、ハラスメント防止等の啓発を行うとともに、誰もが働きやすい職場づくりを推進します。

【主な事業】

- ・米沢市人材確保・定着促進事業（魅力ある職場づくり等に関するセミナーの開催）
- ・国、県等の働き方やハラスメント防止に係るセミナーの周知展開

⑤総合力の高い産業人材の育成支援

人材確保が困難な状況において、従業員一人ひとりの能力を十分に発揮できる環境整備が必要であることから、従業員の資質・能力の向上と、多様な業務に従事できる従業員の育成を支援し、中小企業者の生産性の向上を図ります。

【主な事業】

- ・米沢ものづくり振興事業（産業人材育成セミナー開催）※再掲
- ・織物振興対策事業（人材育成関連）

技術革新への挑戦



①地域資源を活用した新しい技術・商品・サービス開発への支援

中小企業者による有機エレクトロニクス関連技術を活かした先端産業への進出、米沢織等の伝統産業など本市ならではの産業分野における新技術・商品の開発や、米沢牛・米沢鯉・その他の地域資源を活用した6次産業化による新商品・サービス開発を支援し、他地域との差別化を図ります。

【主な事業】

- ・商工業地域活性化支援事業（新商品開発支援）
- ・山形大学有機エレクトロニクス産業集積推進事業
- ・織物振興対策事業（商品開発関連）
- ・中小企業経営基盤強化サポート事業 ※再掲

②D Xを活用した各種技術革新に向けた取組みへの支援

中小企業者において、商品やサービス及びビジネスモデルの変革が求められていることから、ビジネス環境の激しい変化に対応しながら、データとデジタル技術を活用したD Xによる業務の最適化、製品・サービスの高付加価値化、E Cを活用した各種システム構築等の取組を支援することで経営革新を促進します。

【主な事業】

- ・米沢ものづくり振興事業（産業人材育成セミナー開催）※再掲
- ・中小企業経営基盤強化サポート事業 ※再掲

- ・国、県等との連携によるSDGs 関連セミナーの周知

産学官金連携の促進



①大学等の研究技術シーズの活用支援

市内の大学・短大の研究により生み出された先端技術シーズと、新製品・新商品の開発や生産性の向上等に取り組む中小企業者とのマッチングを支援します。

【主な事業】

- ・ものづくり産学連携コーディネート事業
- ・山形大学有機エレクトロニクス産業集積推進事業（※再掲）

②地域内外での企業間ビジネスマッチングの促進

中小企業者の製造品、商品やサービスを分析し、地域内外との企業・団体との連携により、ビジネスマッチング機会の提供、販路拡大に関する各種情報提供等を展開することで販路開拓を促進します。

【主な事業】

- ・米沢ものづくり振興事業（販路開拓支援／ものづくりビジネスサポート事業）
- ・産業のまちネットワーク推進協議会事業

③PR・販売活動における連携支援

中小企業者が組織的に連携し、一定規模のPR及び販売活動を展開するとともに、事業活動における課題等について互いに共有し協議することで加盟企業の経営力を高める取組を支援します。

【主な事業】

- ・一店舗一名物開発事業
- ・まちなかゼミナール事業
- ・商工業地域活性化支援事業（商業活性化事業）
- ・織物振興対策事業（PR・販売会）
- ・米沢市電子機器機械工業振興協議会事業

新分野・新市場への参入



①創業希望者への支援

創業希望者向けの相談窓口を設置するとともに、创业者の事業イメージの具現化等を支援する取組を行い、潜在的創業希望者の発掘につなげます。
また、市内の创业者支援機関との連携により、資金調達の負担軽減によ

る確実な創業の促進と安定した事業継続のため事業計画作成の支援や経営課題の把握とアドバイス等、継続的な支援を行うことで、創業の促進と早期廃業の防止を図ります。

【主な事業】

- ・米沢市創業支援事業費補助金
- ・米沢市商工業振興資金（創業支援資金）
- ・創業相談支援窓口の設置
- ・よねざわ創業塾の開催
- ・商工業地域活性化支援事業（空き店舗活用事業）

②インバウンド需要の取込

インバウンドや留学生に対応した店舗づくりやサービスの提供等を支援し、市内店舗における外国人の消費促進と、インバウンドの市内誘引を図ります。

【主な事業】

- ・米沢市版DMO事業
- ・日本貿易振興機構山形貿易情報センターとの連携
- ・商工業地域活性化支援事業（新商品等開発支援／空き店舗活用事業）※再掲

③高齢者ニーズを取り込んだビジネス創出の促進

高齢者向け商品やサービスの開発、高齢者の特性に応じた販売戦略等の取組を支援し、高齢者需要を取り込んだ新たなビジネスの創出を促進します。

【主な事業】

- ・商工業地域活性化支援事業（新商品等開発支援）※再掲

④高速交通網を活かした誘客拡大の促進

高速交通網の整備に伴う商圈の拡大や流通時間の短縮等により、市内中小企業者の新たな取引先の開拓等の取組を支援し、あわせて「道の駅米沢」を活用し、本市の産業や商品・サービスを広くPRすることで、観光客や買い物客の獲得と市内外での消費の拡大を図ります。

【主な事業】

- ・米沢市版DMO事業※再掲
- ・商工業地域活性化支援事業（販路拡大支援）※再掲

第3章 アクションプランの推進

1 目標（成果指標）

本プランの推進による成果を測定するため、次の指標を設定します。

（１）付加価値額

現状（令和元年度）：４，０２９億円

指標（令和９年度）：４，５００億円

※市町村民経済計算推計による総生産（第一次産業、二次産業、三次産業）の額

（２）創業支援等事業計画に基づく創業者数

現状（令和元年度）：２８人

指標（令和９年度）：３５人

（３）山形大学の市内企業との共同・受託研究数

現状（令和元年度）：１９件

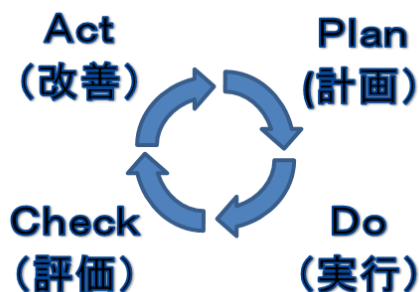
指標（令和９年度）：２５件

2 進行管理（PDCA）

中小企業を取り巻く環境の変化に合わせ、アクションプランの評価・見直しをしていく必要があります。

本プランの期間は、令和５年度から令和９年度までの５年間であることから、中間年度にあたる令和７年度に中間評価とプランの見直しを行います。

中間評価・見直しにあたっては、成果指標に対する現状と、本市事業の実施状況及び景況等の経済的情勢等を踏まえて各施策を評価し、見直しを行います。



※PDCAサイクル

事業の進捗を「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」の４段階に分け、それぞれの段階を連動させながら目標に向けて事業改善を図るものです。

○米沢市中小企業振興条例

平成27年3月25日

条例第20号

(前文)

本市の企業の大多数を占める中小企業は、地域の経済と雇用を支えるとともに、地域に根ざした活動を通じてまちづくりに貢献し、地域社会の担い手として重要な役割を果たしています。

しかしながら、中小企業を取り巻く経済的、社会的な環境は変化が激しく、中小企業がこのような変化に対応し、成長発展しながら、これからも本市の発展をけん引する重要な役割を果たしていくためには、「なせば成る」の精神のもと、中小企業の自主的な努力に加え、市、市民、教育機関、官公庁及び金融機関は、連携し、中小企業の多様で活力ある成長発展が図られるよう支援していくことが必要です。

そこで、中小企業の振興についての基本的な理念を明確にし、併せて中小企業の振興に関する施策について必要な事項を定めるため、ここにこの条例を制定します。

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。)第6条の規定に基づき中小企業の振興に関する施策(以下「振興施策」という。)を策定し、及び実施するに当たって、本市の中小企業の振興に関する基本理念を定め、中小企業者、中小企業団体等、市民及び本市の役割を明確にし、振興施策の推進について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 基本法第2条第1項各号に規定するものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 基本法第2条第5項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 米沢商工会議所、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街その他中小企業に關係する団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興に当たっての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業者(小規模企業者を含む。以下同じ。)の自主的な努力を助長すること。
- (2) 中小企業者の多様で活力ある成長発展を図ること。
- (3) 地域の経済循環を促進すること。

(市の役割)

第4条 本市は基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業を促進すること。
 - (2) 中小企業者の経営基盤を強化すること。
 - (3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応を円滑にすること。
 - (4) 経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に配慮し、小規模企業者の事業環境の整備を促進すること。
- 2 本市は、振興施策の推進に当たっては、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 本市は、振興施策の推進に当たっては、中小企業者の実態を明らかにするために必要な調査を行うとともに、中小企業者及び中小企業団体の意見を聴くものとする。
- 4 本市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者が提供する製品等の利用を推進するよう努めるものとする。
- 5 本市は、振興施策の実施状況を公表するものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、地域社会の担い手として、より豊かな地域社会の実現に貢献するものとする。

(中小企業団体等の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業者とともに、第3条に規定する基本理念の実現に貢献するものとする。

- 2 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合及び日本政策金融公庫のうち、市内に事業所を有するものをいう。)、教育機関(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、市内に存するものをいう。)その他中小企業者以外のものであって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、振興施策の推進に協力

するものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、中小企業の振興への協力に当たっては、中小企業者が提供する製品等の利用を推進するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

米沢市中小企業振興 アクションプラン

米沢市産業部商工課